

刈谷市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への積極的な参加と行政の透明性の向上を図り、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策の策定等に当たり、策定しようとする政策の趣旨、内容等を公表するとともに、公表したものに対する市民からの意見等の提出を受け、その提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に通勤し、又は通学する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策の策定等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画又は市民の公共の用に供する重要な施設に係る基本計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が判断したもの

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本要綱の規定を適用しない。

- (1) 政策の策定等に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (2) 意見聴取の手續が法令により定められている場合
- (3) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (4) この要綱に定める手續に準じた手續を経て、附属機関又はこれに準ずる機関が策定した報告、答申等に基づき実施機関が政策の策定等をする場合
(政策案の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策の策定等に当たり、あらかじめ当該政策等の案（以下「政策案」という。）を公表しなければならない。

2 前項の規定により政策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案を立案する際に整理した実施機関の考え方
- (3) 市民が政策案を理解するために必要な関連資料
(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市政情報コーナー及び実施機関の担当部署での閲覧及び配付
- (3) その他実施機関が指定する場所での閲覧及び配付

2 前項に規定する方法により公表を行おうとするときは、市の広報紙等によって、公表する旨を周知するものとする。

3 第1項に規定する方法により公表を行おうとするときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に必要な事項を明記するものとする。

(意見等の受付)

第7条 実施機関は、政策案を公表した日から30日以上の間を設けて、政策案についての意見等を受け付けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の受付は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参する方法によるものとし、意見等には、原則として氏名、住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）及び連絡先の記載を求めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定等をするものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方並びに政策案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、刈谷市情報公開条例（平成12年条例第4号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 前項の規定による公表については、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

(パブリックコメント手続実施責任者)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置き、各主管部長をもって充てる。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況に関する一覧表を作成し、市のホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーにおいて公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に政策の策定等に着手する政策等につき適用する。ただし、同日前に着手したものであってもこの要綱の規定に準じてパブリックコメント手続を実施するよう努めるものとする。